

ました。

暑中お見舞い申し

第55号

発 行

黒崎合同法律事務所

北九州市八幡西区黒崎 三-一-七 アースコート黒崎駅前BLDG. 電話■093(642)2868 • FAX■093(642)2856

二〇一五年 七月

事 弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁 務 護 護 護 護 護 護 世 士 士 士 十 十 「 事原朝平溝東横田安務田隈山口 光邊部局員 祥生性

祥朱博史敦幸匡千 同昌絵久子子雄彦春

らの逸脱」と厳しく批判しました。 憲法学者が「戦争法案は憲法違反」と表明し めて一八〇〇人で反対集会を開き、 法制局長官が「憲法違反」「従来の憲法解釈か 安保特別委員会の質疑では、二人の元内閣 戦争法案を廃案にしましょう。 皆様のご健康とご繁栄を心よりお祈りい 福岡県弁護士会では六月一三日、 憲法審査会の参考人質疑で、3人すべての パレード 市民を含 た

を行いました。

総選挙での 民党大勝の原因

安部 千春 弁護士



勝」と報道しました。しかし、自民党 席を獲得し、マスコミは「自民党が大 四七回総選挙では自民党は二九〇議

成二六年

(二月一四日投票の

小選挙区制の問題点

批判的な学者はマスコミからシャッ なのに、そのことについては全く触 に有利な選挙制度であることは明白 解決すると偏向した報道をくり返し、 制を導入すれば政治とカネの問題は 行などの学者がニュースステーショ 選挙制度であるかのように宣伝され、 れずにあたかも小選挙区制は理想の トアウトされました。当初から自民党 ンで久米宏と一緒になって、小選挙区 成金と一緒に導入されました。 選挙制のためです。 金と一緒に導入されました。福岡政小選挙区制は一九九四年に政党助

は解決していません。 制になっても何ら政治とカネの問題 小渕優子議員の例のように、小選挙区 しかし小沢一郎議員の強制起訴や

実施されました。

日本共産党が躍進した理由

の選挙では自民党はわずかで

であり、自民党政治に代わる別な道を 進しました。これは日本共産党だけが 示しているからです。 自民党と正面から対決している政党 産党は改選八議席から二一議席に躍

も議席を減らしています。一方日本共

と述べています。 る党があります。それは共産党です」 やりたいことを示せるか。一つ示せ が国民のためにしっかり自分たちの に京都でおこなった演説で「どの政党 自民党の谷垣幹事長が選挙の終盤

います。 たとえば日本共産党は

ます。これまで国民が負担した消費税 所得税・住民税も二○二兆円減ってい 期の法人三税の減収額は二三三兆円 はこれらの税収減の穴埋めに消えて 一二年度で)で消費税の税収は二五 兆円に達しましたが、 ほぼ同じ時

クは純利益が三一七三億円あるのに 純利益が三三七〇億円あるのに支払 友フィナンシャルグループは税引前 それが四〇%に下げられました。 で所得税の最高税率は七五%でした。 が進められてきました。一九八三年ま った税金は六○○万円、 て税金を支払っていません。三井住 ○○○万円しか支払っていません。 大企業には様々な優遇税制があ ソフトバン

たよらない別な道がある」と主張して 「消費税に

できたかといえば、

いうまでもなく小

自民党が六一・○五%もの議席を獲得 なぜ三三・一一%しか獲得していない すると一七五議席にしかなりません。 にすぎず、総議席数四七五議席で配分 の比例代表制での得票率は三三・一一

消費税創設以来の二四年間

しまったのです。 消費税とセットで富裕層への減税

今回の選挙では自民党が圧勝しま

にあります。 したが、その原因は不公正な選挙制度 早急に選挙制度を改めるべきです。

を活用し、大幅賃上げ、中小企業の単 部の大企業はもうけ続け、 賃金は一七カ月連続減少し、二〇一四 価引上げなどして国民の所得を増 年度のGDPはマイナス一%とリー ば景気は回復し、税収も増します。 のマイナスを記録しています。一方一 マンショック後の二〇〇九年度以来 回復をさせるといっていますが、実質 止できるのです。 め、「能力に応じた負担」の原則をつ 二八五兆円になっています。この一部 このような日本共産党の訴えに国 安倍首相は「アベノミクス」で景気 比例代表制にすべき 裕層や大企業への優遇をあらた 内部留保は

曹団は現在の一一ブロックを一七ブ を配分すれば五四議席になります。 躍進しました。比例代表で日本共産党 例代表制で選挙を行うことを提案し ロックにした上ですべての議席を比 挙制度です。私が加盟している自由法 まま反映する最も民主的で公平な選 が獲得した一一・三七%で四七五議席 民が賛成して、八議席から二一議席に 比例代表制が国民の支持率をその

兵の日の短歌

横光 幸雄 弁護士



きて、大変感動しましたので、御紹介 れ、審議の真っ最中ですが、先日私の手 をしたいと思います。 元に「兵の日の短歌」という本が送られ 今国会では戦争法案が国会上程さ

はじめに

戦後70年 白寿を記念して-

す」と書かれています。 作ですが、お読みいただければ幸いで した。戦時中に詠み遺した短歌を整理 今年99歳になります。 て、原告のとりまとめ役だった人で、 に成り立てのころに担当したカネミ油 して兵の日の短歌にまとめました。 拙 症事件の第1陣原告団の事務局長とし 「戦後70年は、 作者の岡林勝芳さんは、私が弁護士 私の白寿の年となりま 本の添え書きで

和 20 年、 整備工として勤務していたのですが、昭 虜となって

3年間シベリアに抑留されま 岡林さんは、戦前から新日鉄に機械 その年の8月に終戦となり、捕 満州に出征させられました。し 29歳の時に補充兵として召集

とめたものです。 や、自分が作った歌などを順次とりま 在までその時々に友人から送られた歌 この「兵の日の短歌」は、 出征から現

1 首

「反核の署名の列に順を待つ

かつては署名を請いし街かど」

うと思います。 順を追って、いくつか紹介させて戴こ

れた出征時の送別歌 まず、

涙かくして君おくるあさ」

るときの歌 次に、 満州に派遣になり船に乗船す

「還る日のあると思えぬ乗船に

満州で従軍中の歌

「凍てる夜の月冴え渡る営門に 歩哨にて聞くは犬の遠吠え」

シベリア抑留中の歌

大いなる祖国の動きを案じつつ われひたむきに今日を生き抜く」

作った歌 戦後、 シベリア抑留中のことを思って

「シベリアを鶴も離るるこの季節

雪に埋もれしか戦友の墓標は_

していたころを思い出しながら作った カネミ油症事件の原告団として運動

召集された時に友人から送ら

「駅頭の小旗のなみにもまれつつ

最後の一歩をためらいて踏む」

と思いました。 私が最初にお会いした岡林さんは、

創意・工夫をしながら運動を拡げ、自 はありませんか。 国にならないように頑張って行こうで 私たちも自分のできる範囲でいろんな 分の生きている間に日本が戦争をする 岡林さんら悲惨な戦争を体験した人

戦友との交友の歌

「古新聞の皺をのばして読み合いし 俘慮の戦友三人となりぬ_

などなどです。

平和への想い

戦争の愚かさ、平和の大切さを歌った れたその行動力に深い敬意を表したい 戦後70年のこの時期に、 も平和憲法が脅かされようとしている ものになっています。そして、何より んがこのような歌集をまとめて出版さ した事実そのものが重く、その内容は 実をそのまま歌ったものですが、体験 これらの短歌は、自分の体験した事 99歳の岡林さ

様々な活動をされてきたのだと思う 既に定年後で、ちょうど今の私と同じ 年ごろでしたので、その後35年間も 込む訳にはいきません。 と、私たちの年代の者もまだまだ老け たちの平和への強い想いを受け継ぎ、

戦争法案について考えてみた

弁護士 東 敦子



を通すことに躍起になっている。自関わるんだから~」と11個もの法案手伝いをしなくては!日本の存立に自衛権を行使して、米国の戦争のお

自衛権は憲法に違反しない、

国会では安倍政権が

集団的

集団的

合憲だという学者はたくさんいる」だ」と言われても、「人選ミスだった。分たちが推薦した憲法学者に「違憲

(→数えたけど3、4人?)「違憲かど うかを判断するのは最高裁」と開き 直る。護憲か改憲かによらず「憲法 を解釈で変えるなど許されない」と いう正論も全く届かない。「東弁護士 は9条があれば平和という頭がお花 畑のバカ」というレッテルを貼られ るだけである。

がお花畑なのはどっちだ? ら安全だという。 まって危険になったら、 るタイミングや方法も他にあるし、 ネルで説明していたが、そもそも米 島から母子を乗せて救出するとき えようとしている。さらに、 あり得ない事例設定をして感情に訴 、が戦闘地域に行っても、 本が防護しないでどうするってパ が日本の民間人乗せるのか?助け しかし、安倍首相は米艦 そんな無茶な。 退避するか 戦闘が始 が朝鮮半 自衛隊 頭

最近は理屈で勝てないと思って、

とけ。 だから、 そのために日米同盟を強化してパ じゃね。誰でも戦争はしたくないよ。 きた。反論に耳を傾け、 するなどできるのか? 面倒くさがりの人たちが紛争に対処 ほやされて、人から意見されるのも、 生まれたときから周囲の人にはちゃ ワーバランスで勝つ。 反対デモには「戦争反対!ってバカ い、舐めんなよ」と優位に立ちたい 抑えたい、中国には「日本の方が強 スコミはスポンサーを奪って力づくで うかできないみたいだ。

うるさいマ 議論や意見調整をするのが嫌いとい けない」と平気で言う議員まで出 の悪いマスコミは「懲らしめないとい 戦争法案を検証する場を避け、 見下して終わり。 人に謝るのも嫌いな人たちが多いな。 「早く質問しろよ」だもんね。こんな ちまちましたこというな。」と 憲法がどうとか、 俺たち政治エリートに任せ 安部首相をはじめ、 政治情勢なん 法律がどう 面倒くさい

こすのは国の指導者です。

て紛争と向き合って、何とか折り合配分に頭を悩ませる公務員、誰だっのケンカ、先生や保護者との関係に苦労するサラリーマン、子ども同士苦労する時ラブルやパワハラ上司に対先とのトラブルやパワハラ上司に引たとのトラブルやパワハラ上司に

国の紛争は違うって?でも戦争を起 くさい議論ではすまされない。 の命、 法案は自衛隊員の命、 団的自衛権、 悪化するだけ。目的が「日本の安全 器を買って、筋トレしてます。」って る私たちの命にかかわること。 なにきれいごとを並べても、 う発想に凝り固まるのはなぜ?どん を守ること」ならば、その手段が「集 を力で抑えようとしたら、ますます いう人いたら怖くないですか?紛争 いつけている。 報復やテロの危険にさらされ 日米同盟の強化」とい 紛争地域の人 今回の

界中の子どもたちのため、 の子どもだけでなく、 平和のために何ができるのかを。 される。 ル会の中村哲医師の講演が8月2日 勇気、そんな積み重ねが平和だと思 通した外交力や粘り強い交渉力、 の種を取り除く地道な活動、 思っていない。 役の兵士のために。 午後1時30分からウエル戸畑で開催 ではなく、 信感の塊になって他人を排除するの 9条だけあれば平和だなんて誰も この実践を続けているペシャワー この夏、 まずは自分から歩み寄る 貧困や恐怖など紛争 真剣に考えたい。 日本中の、 先を見 私

務所ホームページを アルしました

溝口 史子 弁護士



います。

来訪くださった皆様、

ひょうきん弁護士」

を楽しみに、ご ありがとうござ

いは安部弁護士が連載する

第55号

を立ち上げてから、

崎合同法律事務所のホー

4

ージ

ました。これまで、

事務所情報を目的 3年6ヶ月が経ち

リニューアルしました。主な変更点は しみにしております。 以下のとおりです。 をきっかけに、

Q&Aです。

表現のかたさ、柔らかさ

護士が頭を捻って考えたオリジナルの

所一押しのイベントを掲載しております お知らせを掲載しています。

このたび、 トップページに、各種集会や裁判傍聴 トップページで 新着情報をチェック! 朝隈弁護士が入所 事務所ホームページを 皆様のご来訪を楽 当事務 んたの

した! 「労働法コラム」の掲載を始め

ŧ

3

所の上ご相談ください

ので、具体的な事件については、

あくまで一般論としてのQ&Aです

多少の差があるのはご愛敬・・・。

連の機関誌「北九州地区労連ニュース」 りました。毎月1本ずつ追加されて ページに転載させていただくことにな のご厚意により、このコラムをホーム ています。このたび、北九州地区労連 の労働法コラムを執筆させていただい く予定ですので、ご期待ください。 東弁護士、 平成25年6月から、北九州地区労 署名活動にご協力ください! 平山弁護士、 \Box [の3人 41

http://kurosakigoudo.jp/ に参加 高い皆様、 なりました。 ダウンロードすることができるように 務所だより」のほか、各種署名用紙を までホームページに掲載してきた「事 ダウンロード」ページから、

黑崎合同法律事務所

₩ 2 093-642-2868

弁護士をもっと身近

協力したい!」、

そんな志

「社会的

意義のある活動

署名用紙をダウンロー

法律相談をもっと

「中国残留孤児」の生活と権利を守る裁判の弁護団 私達も参加しました。 として、

これ



監督 / 山田 火砂子 出演/内藤 剛志 渡辺 梓

戦後70年 前売り券1000円

> 9/11 @ウェルとばた 9/12 4 黒崎コムシティ

「中国残留孤児の父」と言われた山本慈昭。 みずからも満州で過酷な体験をしながら、 生涯を残留孤児たちの肉親捜しにささげ、 献身的な愛でささえた。その山本慈昭の生 涯を、生い立ちからたどった感動の物語。

お問合せ=事務局(原田= 090-6892-7715)

で、チェックの上、ぜひご参加ください 季節毎にショートコラムを掲載 事務所一 一同頑張るつもり

です。 できるように、 2

「法律問題Q&A」を始めました!

Q&Aを掲載しました。 当事務所の弁 刑事・少年、後見の各分野について、 金、交通事故、労働、 離婚、 相続、

> らい。 印刷 ページの記載をご参照ください 引き続き「ひょうきん弁護士」 0 署名受付期間や送付先はホー 上 ぜひ署名活動にご協力くだ

お楽しみください!

を

により、 所の ださい。 護士」を読むことができます。 います。当事務所ホームページのどの ムページ右方バナーにお引っ越しして 丈夫です。ホームページリニュー えている・・・そうご心配の皆様、 ージを開いていても タグから「ひょうきん弁護士」 大人気連載を、 「ひょうきん弁護士」 引き続きご愛読 「ひょうきん は、 当事; ホー が アル 大 消

ダム建設予定地の土

もいうべき引き伸ばし計算に

ならない。

住民が納得が

いくよ

う事実は、そのダムが不要であ 石木ダムが作られていないとい

作成しました。

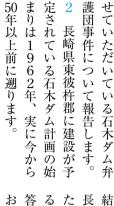
現実に50年間以上に亘って

ることを端的に示すものです。

一初めに事業ありきであっては

石木ダム弁護団報告

平山 博久 弁護士



今回は、

が事務局長をさ

を行おうとしましたが、 込まれます。 設を目的とした現地調査・測量 民の強い抗議を受け中止に追い 地元住

その当時、

長崎県は、ダム建

世保市民の生活用水に関する水

強い反対により中止に追い込ま の合意書が交わされました。 解なしにはダムは作らない」と い反対運動を受け、「地元の了 民と長崎県との間で、 を導入するなどして強制測量を 合意書の趣旨に反して、機動隊 いますが、 しかし、その後も、長崎県は、 地元住民・県民の 地元の強

9月に事業認定がなされたこと れておりませんが、2013年 実にダム本体工事の着工はなさ 副団長とする石木ダム対策弁護 弁護士を団長、 「が結成されました。 その後も現在に至るまで現 同年12月に馬奈木昭雄 板井優弁護士を

> した。 結して、 答及び報道に公開された場所に る質問状を送り、 たって石木ダムの必要性に関す 長崎県に対して、 地所有者・弁護団 おいて説明会を実施させてきま 2013年12月以 書面による回 複数回にわ 支援者が団 降

利水目的とされています。 民の水道用水を確保するなどの 防止する治水目的、②佐世保市 目的は、長崎県によれば、 川の本流である川棚川の氾濫を 木川の流水を一時的にダムに溜 めることによって大雨時に石木 ところで、 石木ダムの建設 ① 石

その後、1972年、

地元住

作出していること、
ウ長崎県が とによって石木ダムの必要性を 流の治水安全度基準を上げるこ 下流で治水計画の基準となる治 河川工事で全て防止することが 時点で予定されている川棚川の で強調していた過去の水害は現 も行われた説明会を通じて、 るという想定降雨量は、 水計画の連続性がなく、 水安全度に差異を設けるなど治 に関して、
ア県がホームページ できること、 しかし、弁護団結成後に何度 する100年に1回あり得 (7)川棚川の上流と 殊更下 異常と (1)

とが明らかとなりました。 降雨量の約1・4倍にも及ぶこ なく、これまで観測された最大 の計算は到底100年に1回と よって導かれた暴論であ いう頻度で想定される雨量では さらに、 ②に関しても、 ŋ,

題点が明らかとなりました。 事実を作出していること等の問 よって水が不足しているという も敢えて低く算定することに 佐世保市の保有水源量について 算になっており、 要する水需要予測も恣意的な計 ないこと、
ウ佐世保市の企業に シミュレーションを一切してい を抽象的に煽る一方、過去の渇 在を指摘して佐世保市民の不安 あったこと、
(小過去の渇水の存 るための恣意的な需要予測で ており、ダムの必要性を作出す 需要予測において現実のそれと 大きくかけ離れていること、「エ 水を現実の人口等に引き直した 大きくかけ離れた需要予測をし 現実のそれと

> 「長崎県知事」が述べた言葉で 阻止する住民たちを支持した 門開門に向けた国の対策工事を この言葉は、 う議論を尽くすべきである」。 諫早湾干拓の排

県

件を推し進めているのです。 崎県知事が、石木ダムでは事業 く石木ダム事件の問題の本質、 握りの「政・官・財」のために 地域再生計画を策定することで ありきの行動を採って強行に事 あってはならない」と述べる長 140頁に亘るブックレットを ていただきたいとの想いで約 そして、今後の展望等を知っ 護団が一体となって、 していくことにつながります。 ルールを長崎県から日本に発信 ためにやるものであるという やるものではなく、 す。そのことは、 より広く長崎県民のためになる や、長崎県民の総意を受け止め、 は、地権者が持っている疑問点 この度、 こ の 長崎県が今やるべきであるの 初 当事者、 めに事業ありきで 公共事業は 支援者、 地域住民の 皆様に広 弁

ただきたいと思います。 書店等でお見かけの際には 手に取って、 目を通して

会が行われました。集団的自衛

|的自衛権に反対する市民集

6

月

13 日

(土)、

天神で、



かかわらず、

憲法解釈の問題と

憲法市民集会

弁護士 朝隈 朱絵

でないといけないのです。にも 自衛権を行使しようとするのな します。 的自衛権は、 に武力行使ができるという集団 攻撃された場合に、援助のため 攻撃されていなくても、 に問題があるからです。日本が 是非は措くとして、その手続き るのは、 としてこのような意見表明をす 体化しようと進められている安 弁護士をも含む弁護士会が、会 います。 全保障法制の改変等に反対して 容認する閣議決定と、それを具 月1日の集団的自衛権の行使を きちんと憲法改正の手続き なので、もしも集団的 国民投票を行ってから 集団的自衛権行使の 大企業や県・市の顧問 憲法に明らかに反 他国が

た。 閣は集団的自衛権行使に向けて とかなるだろうという気持ちで ているのです。 の制度作りを推し進めようとし 状態であるのに乗じて、今、内 はない、周りに任せておけば何 国の政治のことなど考える余裕 の日々の生活で手いっぱいで、 てきてえ~」なんて答えていま と言われ、「え~、めんどくさ な国民が多く抑止力が効かない いる人は少なくないと思いま した。以前の私のように、自分 いけ、お母さん、私の分も入れ 治に無関心な若者の1人でし 年前までは恥ずかしながら、 「あんたも選挙くらい行き!」 しかし、 選挙の時はいつも母親に、 そのような無関心 政

1つとして、一般の方に憲法やすわか」という会の取り組みの4.若手弁護士で結成する「あ

が集まり、

大きくなることで、

国を動かす力になります。

場で参加しているのですが、

な集会に実行委員なんていう立

ずこの点に問題があるのです。

私は、

今でこそ、このよう

く推し進めようとしている、

ま

国民の意見を聞くことな

ないのでは・・・」といったも ことに耳を傾けてくれるはずが してみたところで、 ばならないと思うけど、 感じる」「自分も何かしなけれ Vでニュース等を見ていると、 バーでお断りしなければならな 況で、予約が殺到し、定員オー ですが、蓋を開いてみると大盛 ことができるのか不安だったの 当初はどれだけ参加者を集める う会を定期的に開いています。 らおうと、『憲法カフェ』とい たらいいのかわからない」「個 今の日本の状況にとても不安を から寄せられる声の多くは、 い方も出るほどでした。 今の社会情勢について学んでも 人個人が何かアクションを起こ 国はそんな 参加者 何をし $\overline{\mathrm{T}}$

う迫力に圧倒され、

とても胸が

熱くなりました。

5 動かしていこうとしているとい をもって大きな声を上げ、 の人々が、それぞれ自分の意思 えない程でした。こんなに多く なって、前も後ろも終わりが見 様の集会は、 もの人が集まり声を上げれば、 全国各地で起きており、 レードでは、 ん規模を増しています。 ることはできなくなります。同 マスコミも動くし、 市民集会だって、 今回1700人規模の 福岡だけでなく、 列も非常に長く 国も無視す 1700人 国を

なく、 移動時間や電車の待ち時間等、 とは山のようにあります。今は、 らないことだらけで、これから 場にあるのですが、 じて、講師として一般の方々に を見たりしています。 本を読んだり、 少しでも無駄にしないように、 学んでいかなければならないこ 方が多いくらいです。まだ弁護 憲法や社会問題を伝えていく立 士として働き始めて半年、 んなことができるような自信が 私は今後も憲法カフェ等を通 日 逆に教えてもらうことの 勉強です。 ネットニュース 正直まだそ

法 律 相 談

敷引きの特約は有効なのでしょうか?



田邊 匡彦 弁護士

原状回復義務規定について

1

ある。

ケースごとの判断となる。

有効な場合も無効な場合も

復して明け渡さなければならない。」と 規定されていることがよくあります。 した場合には、 ここでいう原状回復とは 賃貸借契約書には「賃貸借契約が終了 借主は本件建物を原状に 「借主の善管

体的に、 容はネットでも見ることができます。 イドライン」が参考になります。この内 めた「原状回復をめぐるトラブル事例ガ あたるかについては、国土交通省がまと 損耗のみが賃借人と負担となります。 損耗の回復は賃貸人の負担であり、 言えない損耗(特別損耗) と」と解されています。経年変化や通常 どのような場合が、 を回復するこ 特別損耗に 特別 具

2 という特約は有効か? 通常損耗も賃借人に負担させる

判例は

られます。 確に規定すれば、 強行法規性はないので、 但し、 判例上この特約がある 原則有効であると考え 特約条項で明

る額、

る可能性もあります。 するもの」) 原則に反して消費者の利益を一方的に害 約法10条(「民法1条2項:信義誠実の す。また、 抽象的な規定では足りないとされていま が賃貸借契約書の条項自体に具体的に明 用を負担することになる通常損耗の範囲 と認定されるためには 示されている場合」等に限られており、 借主が個人の場合、 に該当するとして無効にな 消費者契

敷引特約 は有効かっ

3

注意義務違反その他通常の使用の結果と

の補充などが考えられます。 分、 成立の謝礼、 約をもうける趣旨としては、 できるとする特約のことであり、 退去時に敷金から一定割合を当然控除 更新料の補充、退去後の空き室賃料 目的物の通常損耗費用填補 賃貸借契約 この特

す。 消費者契約法10条該当性が問題となりま 借人が個人 ここでも、 (消費者) 賃貸人が事業者であり、 である場合には、 賃

常損耗等の補修費用として通常想定され された敷引契約は、当該建物に生ずる通 賃料の額、 「居住用建物の賃貸借契約に付 礼金その他の有無およ でしょう。 必要がある になされる はより慎

「賃借人が補修費 びその額等に照らし、 の事情がない限り、 より無効となる。」としています。 従って、 判例に従えば、

とする判例がありますが、 何倍であれば有効であるとはいえません 3・5倍の敷引特約の事例で有効である 敷引額だけでいえば、 賃料の2倍弱や 単純に賃料の

ある場合に 損耗を賃借 せる特約が と別に通常 人に負担さ 敷引特約 相談は事前予約を おねがいします

その有 相談時間を延長しました

は、

月曜日 午前10時00分~午後8時00分まで 火曜日~金曜日

効性の判

午前10時00分 午後6時00分まで 土曜日 午前9時30分~午前11時30分まで

日曜・祝日はお休みです

平日(土・日・祝日を除く)午前9時から午後5時 までにお電話下さい。

場に比して大幅に低額であるなどの特段 挙げられたいろいろな項目を検討して総 効の判断はできないことになり、ここに に過ぎると評価すべきものである場合に は、当該賃料が近傍同種の建物の賃料相 合的に判断することになります。 消費者契約法10条に 敷引金の額が高額 一律に有効無

お 知 せ 8月13日~15日は、夏季休暇のためお休みします。